

(2) スパイロメトリーの結果及び呼吸困難の程度による障害等級

(1)の等級が次による等級を下回る場合には、次により等級を認定します。

スパイロメトリーの結果 (※1)	呼吸困難の程度(※2)		
	高度	中等度	軽度
%1秒量 \leq 35 又は %肺活量 \leq 40	第1級、第2級 又は第3級 (※3)	第7級	第11級
35<%1秒量 \leq 55 又は 40<%肺活量 \leq 60			
55<%1秒量 \leq 70 又は 60<%肺活量 \leq 80			

※1 スパイロメトリーとは、スパイロメーターという器械を用いて呼吸気量を計測する検査のことをいいます。

※2 「呼吸困難の程度」は、次により区分します。

高度	呼吸困難のため、連続しておおむね100m以上歩けないもの
中等度	呼吸困難のため、平地でさえ健常者と同様には歩けないが、自分のペースでなら1km程度の歩行が可能であるもの
軽度	呼吸困難のため、健常者と同様には階段の昇降ができないもの

※3 呼吸機能の低下により常時介護が必要なものは第1級、随時介護が必要なものは第2級、それ以外のは第3級に認定します。

(3) 運動負荷試験の結果による障害等級

(1)及び(2)による判定では等級に該当しないものの、呼吸機能の低下による呼吸困難が認められ、運動負荷試験の結果から明らかに呼吸機能に障害があると認められるものは、第11級に認定します。